



2011年9月 ISOE News No. 17

ISOE アジア・ヨーロッパ・北米・IAEA 技術センター (TC) 作成

ISOE ニュースは ISOE 共同事務局 (OECD/NEA-IAEA) のプロジェクトである。

福島第一の原子力事故

本号の ISOE ニュースは日本の人々、また特に福島原子力事故に敢然と対応した人々の放射線防護問題のために作成したものである。地震と津波の影響が重なったことで、多数の人命が失われることになり、また市町村および産業施設全体から道路、橋、送電線、および水道システムに及ぶ日本北東部の主要インフラの破壊につながった。この自然災害の結果として、6基の沸騰水型原子炉を含む福島第一のサイトもまた甚大な損害を受けた。

図1には左から、損傷した第一原子力発電所の4号機、3号機、2号機、1号機が示されている。地震前に運転中であったため、1号機、2号機、および3号機では事故の早期に炉心の溶融が起きた。放射性希ガスの大部分、ならびにヨウ素 131 およびセシウム 137 の約 10% (日本の SPEEDI—Radiation Dose from Plume Release in Nuclear Accident (原子力事故でのプルーム放出からの放射線量) ソフトウェアの解析結果より) または少なくとも 1% (東京電力の報告書より) が、損傷した炉心から大気中に放出されたと考えられている。4号機は停止中であったため運転していなかったが、3号機で発生した水素がガス処理システムの連結配管を通過してベント・スタック排出管に漏出し、水素爆発が起きたことによって4号機の原子炉建屋の屋根も損傷したと考えられている。



ISOE の本報告書は、福島での緊急時対応作業員の職業被ばく管理、ならびに東京電力が発行したロードマップの放射線防護および個人モニタリングの実施に関連した課題に焦点を置いている。含まれる情報は、2011年6月7日付けの「原子力安全に関する IAEA 閣僚会議に対する日本国政府の報告書」を含む日本国内の事業者および公式な日本政府筋からの情報、IAEA 事故および緊急事態対応センターが 2011年8月に発行した「福島第一原子力発電所の状況および関連環境状態」、および関連した OECD/NEA の報告書からの情報のみである。

事故後の福島第一原子力発電所における放射線量管理体制

後発事象の早い段階で、地震のほぼ1時間後に津波がタービン発電機建屋、および管理区域へのアクセスを可能とする、海に面したその他の建屋に到達して制御システムの機能を奪い、さらに警報付き個人線量計 (APD) および線量読取装置が海水に浸水して、その多くが使用できなくなった。また、発電所の敷地内の

放射線および汚染レベルが増加したことにより、作業員は免震棟（図 1 の右上方の敷地に位置する免震重要棟）内に設立された対応本部内で準備を行うこと、ならびに APD の配布および線量の記録をこの棟内で実施することが決定された。

地震直後の 3 月 11 日から作業員の線量管理は手作業で、個人の名前および日ごとの線量値をデータ収集のために紙上に記録することによって行わなければならなかった。さらに、そうした日々の個人の線量は手作業で PC（Excel シートを使用）に記録・入力され、データベースに保存された。多くの APD が使用不能となったため、各作業員が APD を着用することはできず、東京電力は作業グループのリーダーにグループ全体のために APD を着用してもらうことで、全要員の放射線量を管理していた。

作業員の放射線被ばくを管理することが、サイトの安全を確保するために非常に重要であるため、原子力安全・保安院（NISA）はその作業員の放射線被ばくおよび線量を管理するために最大限の努力をするよう口頭で指示した。こうした指示を受けた後、東京電力は必要な線量計を 4 月 1 日までに調達して、作業を実施する作業員全員が携帯型個人線量計を携帯できるようにした。また、免震棟内の作業中の外部被ばくの評価は、建屋内の作業時には作業員が APD を着用しなかったため、滞在期間の長さに基づいていた。

さらに地震直後は、免震棟の空気中の放射性物質の算定が空気中の放射能濃度の許容限度を超えていたにもかかわらず、防護マスクなどの適切な保護具が着用されておらず、建屋内に滞在する作業員が放射性物質を吸入する結果となった。

事故後約 1 カ月の 4 月 14 日、線量管理のシステムがほぼ完全に復旧したため、以前の線量管理（個人の名前および線量測定値を自動的に記録するシステム）のものと同様の放射線管理が可能となった。

日本の緊急時における線量限度の変更

日本における放射線作業員の線量限度は事故前、5 年間で 100 mSv および 1 年に 50 mSv の実効線量に設定されている。この限度に加えて、女性の線量限度は 3 カ月にわたり 5 mSv に規制されている。緊急時作業に従事する放射線作業員の線量限度は関連法により、実効線量では 100 mSv、眼の水晶体の等価線量では 300 mSv、また皮膚への等価線量では 1 Sv に規制されている。

原子力災害対策特別措置法に従って発令された原子力緊急事態宣言により、100 mSv の実効線量は、不可避の緊急事態の事象においては 250 mSv に引き上げられ、3 月 14 日に施行された。250 mSv の線量限度の根拠については、放射線防護の主目的である確定的影響の発生の回避のために、緊急救助活動に自発的に従事する人に対して 500 mSv の線量限度を規定している ICRP の 1990 年勧告（Pub. 60）が考慮に入れられた。

J ヴィレッジにおける放射線管理体制

事故後間もなく 3 月 17 日から、福島第一原子力発電所の約 20 km 南の地点に位置するサッカー練習施設の J ヴィレッジが、作業員に福島第一原子力発電所に入るための準備をさせる場所として利用されるようになり、そこで作業員は防護具の装着、退去する際の汚染検査などを行った（図 2 および 3）。

免震棟を通らない福島第一原子力発電所の放射線作業員向けに、福島第一原子力発電所内のサイトでの作業に行く前に J ヴィレッジで APD（急に調達したことや様々な組織から援助を受けたことによりいくつかの種類の線量計が存在する）を装着するため、また 1 日の作業を終えて線量計を返却する際にその 1 日の線量を記録するための仕組みが確立された。この理由により、J ヴィレッジでの線量の記録値は、事故の当初から手作業で計算され続けている。東京電力は、バーコードを用いた個人認証システムを J ヴィレッジへ導入することを計画中である。



図 2：J ヴィレッジの位置

放射線防護具、作業管理、および初期対策

福島第一のサイト全体にわたって放射性物質の濃度が高いため、東京電力は作業員にタイベックおよびその他の防護服、手袋、ならびに防護マスクを着用することを義務付けている。同社はまた、作業サイトの気象条件および汚染レベルを考慮に入れた適切な防護服（アノラックなど）、ゴム手袋、および靴カバーも義務付けている（図3）。

免震棟に関しては、出入口の扉が気密構造ではなく、1号機および3号機の水素爆発によって扉がわずかに損傷して隙間ができており、また棟内に防護設備が特に設置されていないことから、放射性物質の流入を防ぐことが困難であった。したがって、このような事故の事象において作業員による放射性物質の吸入が発生した。

免震棟の出入口に、チャコール・フィルター付き局所排風機を設置したユニット・ハウスを連結させるなど、同棟の空気中の放射性物質の濃度を下げるための対策が取られた。その結果、放射性物質の濃度はさらなる防護措置の実施が必要でない程度に低いレベルに保たれている。

さらに、高放射線区域などの区域における作業計画を作成するにあたり、作業員が状況に関する情報を得られるように予備調査が実施されている。

図4から図6は、支援作業、2号機での仮設計器の設定、および同機での遮へい壁の設置に従事する作業員の様子を示す。



図3：Jヴィレッジでの作業員のための手配



図4：支援作業



図5：2号機での仮設計器の設定



図6：2号機での遮へい壁の設置

放射線被ばくのレビュー

福島第一原子力発電所における緊急時作業に従事している作業員の5月23日の時点の放射線量の状況は、サイトに入った者が約7,800人おり、平均で約7.7 mSvの被ばくをしていたというものである。30人は100 mSvを超える線量を浴びていると記録された。

東京電力は過去数カ月にわたり継続的に作業員の被ばく線量を評価している。この被ばくは、内部（吸入による）および外部（2つのカテゴリー）に分類されている。被ばく状況に関する最近の報告は8月31日に発行されており、また定期的な更新を東京電力のウェブサイト <http://www.tepco.co.jp/en/press/corp-com/release/index-e.html>（日本語 <http://www.tepco.co.jp/cc/press/index-j.html>）からダウンロードすることができる。

東京電力は、福島第一で緊急時作業に従事している作業員の線量評価に関する数々の報告書を厚生労働省に提出している。総線量が100 mSvを超える作業員の人数は81人と報告され、6人が250 mSvを超えている（5件では内部線量が250 mSvを超えている）。4月でも、まだ3人の作業員が50 mSvの外部線量を超えた。2011年5月から緊急時作業に従事している作業員で外部線量が50 mSvを超えた者はいない。

初期の数カ月の子備的線量報告書の詳細な提示

2011年3月：作業員は平均で 22.40 mSv の総線量を浴び、最大線量は 670.4 mSv であった。総作業員数は 3,751 人で、このうち 1,653 人が東京電力の社員であった。

内部被ばくは、後の全身汚染測定および行動調査の評価結果によって評価された。最大内部線量は東京電力が 590 mSv で、請負業者が 98.5 mSv であった。最大外部線量成分は 199.4 mSv であり、平均外部線量は 13.50 mSv であった。

2011年4月：サイトにおける放射線被ばくは低下した。平均外部被ばくは 3.2 mSv であり、平均総被ばくは 3.9 mSv であった。作業員は合計 3,650 人で、そのうち 621 人が東京電力の社員であった。最大外部線量は 65.9 mSv と報告され、最大総線量は 69.3 mSv であった。

2011年5月：サイトに新たに従事した作業員は、平均 2.66 mSv の外部線量を浴び、最大線量は外部放射線 41.6 mSv であった。最大総線量もまた 41.6 mSv であり、最大内部線量は 10.1 mSv であった。作業員は合計 3,143 人で、そのうち 279 人が東京電力の社員であった。20~50 mSv の間で被ばくした作業員数は 21 人であった。これらの線量は作業活動のみに関連しており、作業後の時間または作業場までの移動は含まれない。

2011年6月：サイトにおける作業員数は 1,981 人で、そのうち 183 人が東京電力の社員であった。平均総線量は 2.35 mSv であり、内部被ばくは平均線量が 0.03 mSv となり重要性が低下した。最大総線量は 38.7 mSv であり、最大内部線量は 1.7 mSv であった。

その他の被ばく

3月24日、3号機のタービン建屋の1階および地階に電気ケーブルを敷くための作業に関わっていた3人の作業員のうち2人が、短い靴で放射性的の滞留水に踏み込んだ際に足の皮膚に放射性物質が付着したと確認された。東京電力は被ばくした皮膚の除染を行ったが、ベータ線熱傷の可能性があると判断され、2人の作業員は福島県立医科大学附属病院に搬送された。3月25日の検査後、水たまりに被ばくした2人を含む3人の作業員全員が独立行政法人放射線医学総合研究所（NIRS）に搬送された。3人の到着後すぐに NIRS は健康診断などを行った。作業員らはまた4月11日にも経過観察のために再検査され、3人とも健康に何の問題もないことが確認された。彼らの皮膚の等価線量の評価の結果から、彼らが被ばくしたのは2~3 Sv 未満と推定されている。

また4月27日に東京電力は、3カ月間にわたる放射線被ばくを確認する過程で、1人の女子社員が3カ月の間に、法律で規定された線量限度を上回る、5 mSv 超の被ばくをしていることを確認した。また、作業に従事している人の一部は放射線作業員として指定されていなかった。この理由で、NISA は東京電力に厳重な注意を与え、被ばくの原因の調査、いかなる再発も防止する対策の策定、福島第一原子力発電所における放射線管理体制の検証、および指摘事項に基づく適切な対応策の策定を行うよう同社に指示した。

放射線管理対策に加えて、作業員の作業環境を構築し、維持することが重要であることから、東京電力は福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の作業員のために労働安全、健康管理、および生活環境を改善する努力をしている。また、政府は東京電力に対して、(i) 内部被ばくを含む、作業員のための被ばく線量管理、徹底した臨時健康診断の実施、および報告に関する指示を与えた。さらに、(ii) 特定の緊急時作業行動は、作業員のための被ばく管理などの確認を得るために、事前に労働基準監督署に報告することが求められる。さらにこの方針は (iii) 現職を辞した後も含めて長期にわたって被ばく線量などを追跡することが可能な、緊急時作業に従事したすべての作業員のためのデータベースの作成、および長期健康管理の実施を求めている。

復旧作業に従事した公務員のための放射線管理

日本の自衛隊（SDF）のための放射線管理

福島第一原子力発電所から 30 km の範囲内で作業する自衛隊の隊員は、計画された活動区域または周辺地点および計画された活動時間に関して、最新の観測結果から予想される被ばく線量についての情報が事前に与えられ、また簡単な防護服（例えばタイベック）などを着用することなど必要な適切な対策を取ることを勧告された。

自衛隊員はまた、任務遂行中に各自のモニターを用いて自身の被ばくのモニタリングを行い、累積被ばく線量を確認する。各隊員の累積線量の上限は 50 mSv（放射線作業員の被ばく限度）だが、女性隊員では 3 カ月間にわたり 5 mSv とされ、また被ばくが活動中に 30 mSv（女性作業員は 3 mSv）を超える可能性がある場合、隊員は帰還線量（累積被ばく線量の限度内で帰途できる線量）を考慮して一時的に活動を停止する。

前述のように、緊急時およびその他の不可避の救命活動に関する累積線量の上限は 250 mSv（女性作業員を除く）である。5月31日の時点で、被ばくが上記の限度を超える自衛隊員はいない。

消防隊のための放射線管理

福島第一原子力発電所から 20 km の範囲内で作業する消防隊員は、簡単な防護服を装備していた。総務省消防庁の活動対策マニュアルの被ばく線量限度を考慮して各消防本部が決定した上限を用い、可能な限り被ばく線量を最小限に抑えるために、活動中の線量率を測定して累積線量を計算した。マニュアルでは、被ばく線量限度を救命行動などの緊急時活動で 100 mSv（30～50 mSv の範囲で警報を設定）、また繰り返し活動に従事する者に対しては 5 年間で 100 mSv（いかなる年も 50 mSv を超えるべきではない）と定めている。福島第一原子力発電所から 20 km の範囲内で作業する消防隊員は、活動後に被ばく線量を測定しているが、5月31日の時点で限度を超えている隊員はいない。

放射線被ばく管理対策の評価

原則として事業者には、既定の計画に基づき放射線作業員のための放射線管理を適切に実施する一義的な責任がある。線量の正確な管理を行うことが、放射線作業員のための適切な放射線管理を機能させることの基本である。しかし、前述の理由により線量計の数が十分ではなかったため、比較的低い環境線量では作業部隊のリーダーのみに装備させるといったことが行われていた。APD を用いて各個人の線量を測定することが不可能であったため、線量評価は行動記録に基づいている。津波以前に配備されていたシステムと同等の放射線管理対策のためのシステムを確立するにはかなりの時間を要した。初期の呼吸保護対策もまた不十分であったようである。

さらに、免震棟に放射性物質が入ることを防ぐための管理が遅れたこと、またその結果として棟内に入った放射性物質の空気中の濃度の測定が遅れたことで、内部被ばくのリスクが増加した。呼吸保護プログラムの管理または制御についての評価は報告されていない。

福島第一原子力発電所では、ホールボディカウンター（WBC）がバックグランドレベルの上昇により使用不能となった。そのため車載 WBC が調達され、測定に使用されている。作業員数が多いことから東京電力は、外部被ばく線量が高い作業員および 3 月に緊急時活動に従事した作業員に対して優先的に、WBC による測定を行うことを決定し、線量率の評価を行った。だが、現時点で 2 人の作業員が甲状腺に高い内部放射線量（ヨウ素 131）をもつことが、内部被ばく線量の評価で確認された。現在、線量評価がこの 2 人の作業員に対して行われているが、彼らの線量は緊急時活動向けの限度の 250 mSv を超える可能性がある。さらに、内部被ばく線量の評価が進むに従って、3 月の事故直後の緊急時活動に従事した作業員の一部分が、限度に近い線量または限度を超えうる線量をもつと評価される可能性がある。

緊急被ばく医療体制の評価

万々に備えて、福島第一原子力発電所におけるこの事故の緊急時作業に従事した人の一部を被ばくのための第三次緊急被ばく医療機関である独立行政法人 NIRS に搬送したケースが数件あったが、三次被ばく医療として治療されるほど深刻なケースはなかった。

東日本大震災によって引き起こされたこの原子力災害は、従来の原子力災害対策の想定を超えており、地震と津波に同時に対応することが求められた災害であった。地元自治体はまず初めに全国の大学病院などの医療施設と連携することによって、多数の負傷者および病人にいかに対処するかなどの問題に関する体制を強化した。

そのため、二次被ばく医療機関である福島県立医科大学、および同県の他の医療施設は、現場で対応する災害医療チームを派遣することを含む、複数の災害医療対策を同時に実行するといった複雑な緊急状況下で働くことを余儀なくされた。したがって、こうした医療機関は、放射線被ばくに対する緊急対応が実際に必要となった際に、事前に計画された地域防災計画によって現地で期待された対応と比較して、十分な対応ができなかった可能性がある。しかし、原子力災害対策現地本部が被ばくのための医療システムの迅速な再構築を主導し、被ばくのための三次被ばく医療機関を含む大学病院などの関係施設と協力して対応システムを強化したため、被ばくのための医療システムは必要な機能を果たしていると考えられている。

東京電力のロードマップ

福島第一原子力発電所における事故に関して、東京電力は 2011 年 4 月にロードマップを発表した。組み込まれた関連課題は以下に示される。

当面の取組み（課題／目標／主な対策）のロードマップ

	現状	ステップ1	ステップ2	中期的課題
I. 冷却	(1) 原子炉 淡水注入	窒素充填 (1・3号機) 燃料域上部まで水で満たす 熱交換機能の検討・実施 (2号機) 格納容器損傷部分の密閉	安定的な冷却 燃料域上部まで水で満たす	冷却停止共済 構造材の腐食破損防止
	(2) 使用済燃料プール 淡水注入	注入操作の信頼性向上 循環冷却システムの復旧 (4号機) 支持構造物の設置	安定的な冷却 注入操作の遠隔操作 熱交換機能の検討および実施	より安定的な冷却 燃料の取り出し
II. 抑制	(3) 滞留水 放射性レベルの高い水の移動 放射性レベルの低い水の保管	保管／処理施設の設置 保管施設の設置／除染処理	保管場所の確保 保管／処理施設拡充 除染／塩分処理（再利用）等	汚染水全体の抑制 本格的な水処理施設の設置
	(4) 大気・土壌	飛散防止材の散布 瓦礫の撤去	原子炉建屋カバーの設置	原子炉建屋コンテナ設置 汚染土壌の固化等
III. 除染・モニタリング	(5) 測定・低減・公表 発電所内外の放射線量のモニタリング	モニタリングの拡大／充実、はやく正しくお知らせ	避難指示／計画的避難／緊急時避難準備区域の放射線量を十分に低減	環境の安全性を継続確認・お知らせ

1. 基本方針

東京電力は、原子炉および使用済燃料プールの安定的な冷却状態を確立し、放射性物質の放出を抑制することで、避難住民の帰宅を実現させ、全国民が安心して生活できるように全力で取り組む。

2. 目標

基本方針に基づき、目標として次の2つのステップを設定している：「ステップ1」は「放射線量が着実に減少している」こと、また「ステップ2」は「放射性物質の放出が制御され、放射線量が大幅に抑えられている」ことである。目標達成時期は目安として次のように設定されている：「ステップ1」は3カ月程度、「ステップ2」はステップ1の達成後3～6カ月程度である。

3. 当面の取組み

当面の取組みは冷却、抑制、およびモニタリング／除染の3分野に分けられた。「原子炉の冷却」、「使用済燃料プールの冷却」、「放射性物質で汚染された水（滞留水）の閉じ込め、保管、処理、および再利用」、「大気・土壌での放射性物質の抑制」および「避難指示／計画的避難／緊急時避難準備区域の放射線量の測定、低減、および公表」の5つの課題ごとに目標を設定して、諸対策が同時並行的に進められる。

2011年7～8月の福島第一原子力発電所における作業の概要

8月に報告されたように、炉心冷却は安定化した。東京電力は福島事故を収束するために多くの努力を重ねている。ステップ1の目標は、最悪の爆発状況と比較して1000分の1となっていた大気への放射性物質の放出を低減することであった。現在、ステップ2の目標は炉心冷却を安定化させることである。この目標はほぼ達成されている。1号機の炉心の温度は約80℃であり、3号機の炉心の温度は、目標の沸騰温度100℃よりも低い98℃となっている。残る課題は炉心温度が120℃の2号機である。図7は事故後の2号機の制御室の様子である。より詳細な説明は東京電力のウェブサイト（<http://www.tepco.co.jp/en/press/corp-com/release/index-e.html>（日本語：<http://www.tepco.co.jp/cc/press/index-j.html>））に掲載されている。



図7：2号機の制御室

1号機のカバーの設置



図8：1号機のカバーの模式図

2011年8月、1号機のカバー用の鉄骨の建造が開始された。図8は予定の1号機のカバーの模型を示し、図9は部材を作業場に運ぶクレーンの様子である。



図9：1号機のクレーン作業

ホット・スポットの特定



図 10：ホット・スポットの測定

8 月初め、局所的で非常に高い放射線場が 10 Sv/h の範囲で 2 カ所特定された。図 10 は 1 号機と 2 号機間の主排気筒にある高線量区域、スタック・ドレン配管の位置で測定を行う放射線防護（RP）作業員の様子である。伸縮式検出器で測定されたスタック・ドレン配管の底部の線量率は 3.6 Sv/h であった。

もう 1 つのホット・スポットは 1 号機内で検出された。タービン建屋 2 階の非常用ガス処理系トレイン室への入口付近の線量率は 5 Sv/h を上回ると判定された。

敷地内汚染の管理

2 号機のタービン建屋のトレンチ内の滞留水は、放射性廃棄物処理施設（RWTF）に移送された。東京電力は、水処理・廃棄物除去システム内に、「単純型汚染水処理システム」（SARRY：Simplified Active Water Retrieve and Recovery System）と呼ばれる第二セシウム吸着装置を設置した。この装置は吸着塔と油分分離装置を組み合わせ用いている。図 11 は SARRY の最終配置図、図 12 は現地の設置作業の様子を示す。

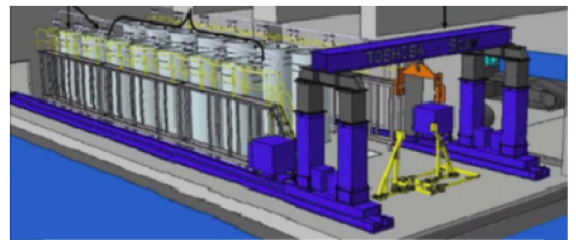


図 11：セシウム吸着装置-SARRY

8 月 23 日、稼働中の SARRY 装置内の隔離された箇所では線量率 3 Sv/h を測定したと公表された。この箇所にはフロートを備える通気孔があるが、容器の交換時に放射性物質がフロートを通り、配管内に蓄積した。この物質を溶解して容器に戻した後、装置は再起動された。



図 12：SARRY の設置作業

3 号機の廃棄物管理および炉心冷却

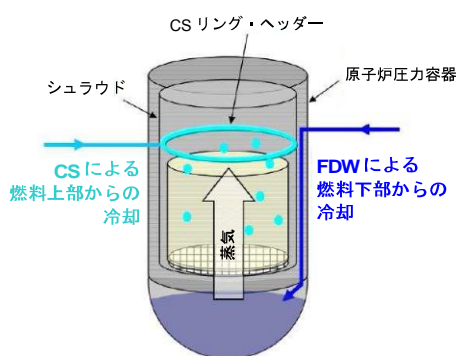


図 13：原子炉冷却系炉心スプレイ（CS）および給水（FW）

3 号機のタービン建屋の地下の滞留水は RWTF に移送された。

原子炉の下部に水を供給し、蒸気を介して冷却する給水（FW）系に加え、炉心スプレイ（CS）系ラインを備えて原子炉の冷却系を多様化することが計画されている。（図 13）

CS 系は 8 月／9 月に稼働させることが予定されている。CS からの流量は 3 m³/h とし、FW 系の流量も同様とする。

4 号機の使用済燃料プール

4 号機の使用済燃料プールのための支持構造物は、設置済みの鋼製支柱の構造物内およびプール下の空間内へのコンクリートおよびグラウトの充填後、7 月末までに完成した。

作業員および作業環境に直接関係する課題の進捗状況

8月16日から、東京電力はレシートに放射線被ばくデータを出力し、同時に自動的に作業員各自の放射線被ばくデータを取り込むことが可能なシステムを導入した。放射線関係の作業時の安全性を向上させるために、エアフィルター付き個人用防護スーツおよびマスクなど、作業環境に応じて適切な保護具が作業員に提供されている（図14）。



図14：放射線作業員の訓練

敷地内の放射線モニタリング

図15に示した地点で線量率および大気中汚染の放射線モニタリングを継続的に実行している。

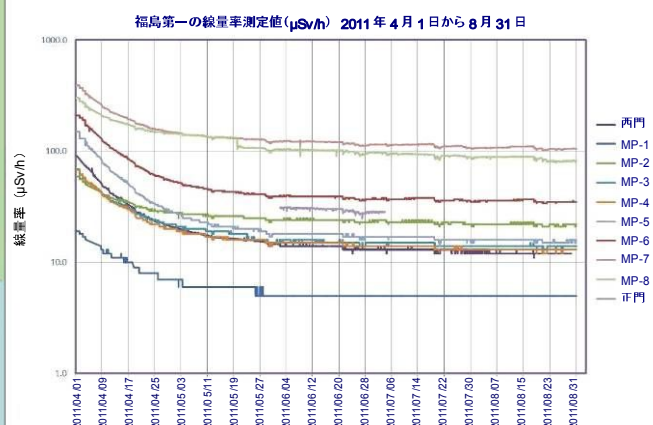
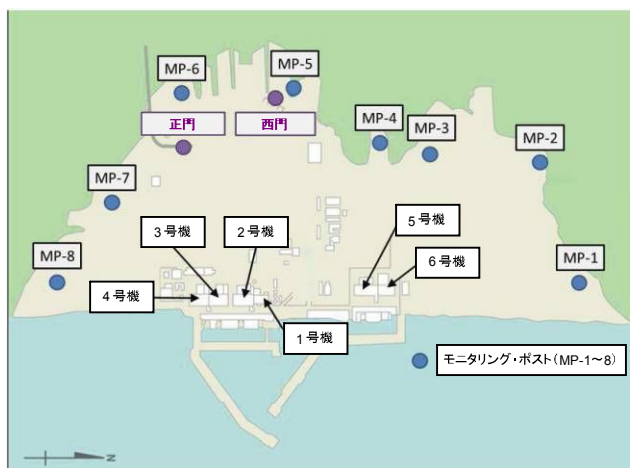


図15：福島第一における線量率の測定地点の地図および敷地内の線量率の測定値（μSv/h）

敷地内の空気汚染の測定は車両内のエア・サンプラーを用いて行われている。この車両は各測定地点に行き、40分で1.7 m³のサンプルを取る。8月に東京電力は、測定地点に設置して300分で15 m³の空気のサンプリングをすることが可能な、タイマー制御のダスト・サンプラーの試験を行った。この新しい方法の検出下限は、Cs-137の揮発状が0.43 Bq/m³、粒子状が0.24 Bq/m³である。

ISOE ネットワークのウェブサイト (www.isoe-network.net) および シビア・アクシデント管理

福島原子力発電所の事故後、ISOE のパートナーから関連情報を収集し、この情報を日本の同僚と交換するために、特設のウェブページを ISOE ネットワーク内に設けた。さらに、高い線量／線量率の区域向けの線量管理基準、緊急時対応作業員のための推奨防護機器などに関する具体的な情報を収集するために、ISOE NEA 事務局が 2011 年 4 月に実施した調査の結果をウェブサイト (<http://www.isoe-network.net/index.php/rp-library-mainmenu-104/severe-accident-management.html>) からダウンロードすることができる。

さらに、ISOE 参加者からのシビア・アクシデントの管理に関する具体的な文書もいくつかダウンロードすることができる。

今後の ALARA シンポジウム

2012 年 ISOE 国際 ALARA シンポジウム

ISOE 北米技術センター (NATC) が主催する、2012 年 ISOE 国際 ALARA シンポジウムが 2012 年 1 月 8～11 日、米国フォートローダーデールで開催される。

2012 年 ISOE 地域 ALARA シンポジウム

ヨーロッパ技術センター (ETC) が主催する、2012 年 ISOE ヨーロッパ ALARA シンポジウムが 2012 年 6 月 20～21 日、チェコ共和国プラハで開催される。

この会合に先立ち、2012 年 6 月 19 日に放射線防護管理者 (RPM) と規制機関代表者の会合が行われる。

シンポジウムの告示、論文の募集、および登録書式は ISOE ネットワーク上で入手できる。

以前のシンポジウムからの論文および発表を含む、すべての ISOE シンポジウムに関するさらなる情報は ISOE ネットワーク上に掲載されている。

2011 年の会合スケジュール

- 2011 年 10 月 4～5 日：職業被ばくに関する専門家グループ (EGOE) (OECD、パリ、フランス)
- 2011 年 11 月 7～8 日：データ分析に関する作業グループ (WGDA) (OECD、パリ、フランス)
- 2011 年 11 月 8 日 (午後)：ISOE ビューロー／TC 会合 (OECD、パリ、フランス)
- 2011 年 11 月 9～10 日：ISOE 運営委員会 (OECD、パリ、フランス)

詳しい情報は、ISOE ネットワーク：www.isoe-network.net をご覧ください